

見積説明書

1. 件名

文書廃棄業務

2. 仕様

別紙「南和広域医療企業団文書廃棄等業務」仕様書のとおり

3. 見積書提出方法及び提出期限

持参または郵送により提出してください。

※持参の場合、受付は午前9時から午後5時までとします。

郵送の場合 令和6年8月1日(木) 午後5時【必着】

持参の場合 令和6年8月2日(金) 午後5時【必着】

4. 見積書提出場所・問い合わせ

〒638-8551

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団 総務企画課【担当：成田(なりた)】

0747-54-5000

5. 見積書記載事項

見積書は、予定数量をもとに総計金額(税抜)を記載してください。

6. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本年度において、奈良県内の地方公共団体のいずれかにおいて競争入札参加資格者として登録されている者であること。
- (3) 本年度において、奈良県内の地方公共団体のいずれかにおいて指名停止または指名保留の期間中でない者であること。

7. 契約の不締結

以下の事項に該当する場合、契約を締結しない。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者を言う。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

8. その他

(1) 発注は最も低廉な単価を提示した業者に行うものとし、見積もり結果は、発注する業者にのみ連絡します。

(2) 最も低廉な金額を提示した業者が複数あった場合は、くじにより決定します。くじの日時等については電話等により連絡します。ただし、見積業者がくじを引かないときは、この調達事務を担当しない職員が代わりにくじを引くこととします。